



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
生活保護法による医療機関の指定(七二四・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(七二五・福祉政策課).....	1
平成十七年度家畜人工授精師養成講習会の実施(七二六・農畜産振興課).....	2
公共測量終了の通知(七二七・建設管理課).....	2
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(七二八・七二九・都市計画課).....	2
道路区域の変更及び供用開始(七二〇・道路課).....	3
道路の供用開始(七二二・七二三・道路課).....	3

告 示

平成十七年度砂利採取業務主任者試験の実施(七二四・河川砂防課).....	4
開発行為に関する工事の完了(七二五・平鹿地域振興局建設部).....	5
公 告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(脳血管研究センター).....	5
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部).....	6
県営土地改良事業工事の完了(秋田地域振興局農林部).....	6
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利地域振興局農林部).....	7
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	7

秋田県告示第七百十四号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十七年八月十九日
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
大坂歯科医院	医療法人 浩衛会 理事長	潟上市昭和豊川竜毛字下斉藤田七番地	歯科	平成十七年七月一日
東京ホワイト歯科	正 木 敏 博	由利本荘市川口字八幡前三百五十二の一	歯科医、矯正歯科、小児歯科、 歯科口腔外科	平成十七年七月十一日

秋田県告示第七百十五号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。
 平成十七年八月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人杏仁会 田沢湖歯科医院	医療法人杏仁会 理事長	仙北郡田沢湖町生保内字街道の上八十番地二	平成十七年四月十八日
菅原歯科医院	菅原 智恵美	潟上市昭和久保字街道下七十 五	平成十七年六月三十日
大坂歯科医院	大坂 浩	潟上市昭和豊川竜毛字下齊藤田七番地	平成十七年六月三十日

秋田県告示第七百十六号
 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、次
 のとおり平成十七年度家畜人工授精師養成講習会を実施するので、家畜改良増殖法施
 行細則(昭和二十六年秋田県規則第十一号)第一条第一項の規定に基づき、公示する。
 平成十七年八月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 講習の期日及び場所
 - (一) 期日 平成十七年十月十一日(火)から同年十一月八日(火)まで
 - (二) 場所 大仙市神宮寺海草沼谷地十三番三号 秋田県畜産試験場
- 二 家畜の種類 牛
- 三 受講資格 家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第十七
 条の規定に該当しないもの
- 四 受講定員 二十五名
- 五 受講に必要な書類
 - (一) 受講願書
 - (二) 履歴書
- 六 受講願書用紙の交付
 - (一) 期間 日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律
 第七十八号)第三条に規定する休日を含む。以下同じ)を除き、平成十七年九
 月五日(月)から同月三十日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分ま
 で
 - (二) 場所 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班
- 七 受講願書の受付
 - (一) 期間 日曜日、土曜日及び休日を除き、平成十七年九月五日(月)から同月三

十日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

- (二) 場所 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班

- 八 受講に要する経費
 - (一) 額 四万円

- (二) 納付方法 講習の場所において発行する納入通知書により納付する。

- 九 講習についての問い合わせ先
 - 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班(電話〇一八 八六〇 一八〇八)

秋田県告示第七百十七号

平成十五年秋田県告示第九百五十八号の公共測量について、平成十七年七月二十五
 日終了した旨横手市長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八
 号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。
 平成十七年八月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第七百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第
 十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項におい
 て準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条
 第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を
 建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。
 平成十七年八月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 都市計画の種類及び名称
秋田都市計画公園の変更(七・六・一号新屋海浜公園及び七・六・二号勝平山公園)
- 二 都市計画を変更した土地の区域

(一) 七・六・一号新屋海浜公園

変更した部分 秋田市新屋町字新町後、字清水出脇及び字関町後の一部
七・六・二号勝平山公園

三 都市計画の変更年月日 平成十七年八月十九日

秋田県告示第七百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

- 一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県 道			鷹巣川井堂川線	北秋田市根田字根田沢七四番地先から芹沢字村上ノ岱一四四番地一 地先まで		九・五〇〇	〇・四四〇
			鷹巣川井堂川線	"		九・五〇〇	〇・四四〇

二 供用開始の期日 平成十七年八月十九日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十七年八月十九日から同年九月一日まで

秋田県告示第七百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年八月十九日

平成十七年八月十九日

- 一 都市計画の種類及び名称

秋田都市計画道路の変更(三・二・三号浜田八橋線)

二 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分 秋田市川尻町字大川反、新屋町字砂奴寄、字天稗野、字下川原、字割山、字三ツ小屋、字新町後、字清水出脇、字関町後及び字北愛宕町、浜田字後谷地、字家後、字石山、字出小屋、字自在山、字滝ノ元、字滝ノ宮、字滝ノ下、字滝ノ原、字藍ノ原、字陳ケ原及び字境川、新屋南浜町、新屋北浜町の一部

三 都市計画の変更年月日 平成十七年八月十九日

秋田県告示第七百二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十七年八月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 区	間 間
国 道	百五号	仙北郡西木村上檜木内字粟掛一三番三地 先から一〇〇番一七地先まで	

二 供用開始の期日 平成十七年八月十九日

- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十七年八月十九日から同年九月一日まで

秋田県告示第七百二十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十七年八月十九日

- 一 供用開始の区間
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
県道	能代五城目線	山本郡山本町森岳字東飛塚四九番一から字長田六八番まで	

- 二 供用開始の期日 平成十七年八月十九日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十七年八月十九日から同年九月一日まで

秋田県告示第七百二十三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十七年八月十九日

- 一 供用開始の区間
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
県道	大曲田沢湖線	仙北郡美郷町千屋字上向野七四番二地先から浪花字南荒井五六番四まで	

- 二 供用開始の期日 平成十七年八月十九日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十七年八月十九日から同年九月一日まで

秋田県告示第七百二十四号
 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、次のとおり平成十七年度砂利採取業務主任者試験を実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定に基づき、公告する。
 平成十七年八月十九日

- 一 試験の日時及び場所
 秋田県知事 寺田典城

- (二)(一) 日時 平成十七年十一月十一日（金）午前十時から正午まで
- (二)(一) 場所 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎八階大会議室
- 二 試験科目
- (二)(一) 砂利の採取に関する法令
- (二)(一) 砂利の採取に関する技術的な事項（基本的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

- 三 受験資格
 年齢、性別及び学歴を問わない。
- 四 受験申込みに必要な書類
 受験願書

- (三)(二)(一) 履歴書（砂利採取業者の登録等に関する規則様式第十によるもの。）
 写真（手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- 五 受験願書用紙の交付

- (一) 期間 平成十七年八月十九日（金）から同年十月七日（金）までの午前九時から午後五時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (二) 場所 各地域振興局建設部
- 六 受験願書の受付

- (一) 期間 平成十七年九月八日（木）から同年十月七日（金）までの午前九時から午後五時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (二) 場所 各地域振興局建設部

- 七 受験手数料
 額 七千六百円

- (二)(一) 納付方法 受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。
- 八 合格者の発表

平成十七年十二月中旬に秋田県公報に登載するとともに、県庁正面及び各地方総合庁舎公告掲示板に掲示する。

九 試験結果の開示

- (一) 開示する項目 科目別得点及び総合得点
 - (二) 開示請求の受付期間 合格発表の日から一か月以内の午前九時から午後五時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - (三) 開示する場所 建設交通部河川砂防課及び各地域振興局建設部
- 十 試験についての問い合わせ先
建設交通部河川砂防課又は各地域振興局建設部

秋田県告示第七百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十七年一月十九日付け指令平建 九百八十五 五で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年八月十九日

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
秋田県知事 寺田典城
平鹿郡山内村土淵字二瀬八番四号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
秋田県知事 寺田典城
山内村長 藤原 清
平鹿郡山内村平野沢字上谷地百九十八番の内、二百三番の内、二百十三番の内及び字南相野々百八十一番、百八十二番、百八十三番、百八十四番、百八十五番、二百七番、二百十二番、二百十三番、二百三十五番、二百三十六番、二百三十七番、二百三十八番の内、二百三十九番の内、二百四十番の内、二百四十一番の内、二百四十二番の内、二百四十四番、二百四十五番の内、二百四十六番の内、二百四十七番の内、二百五十一番の内

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年八月十九日

- 一 入札に付する事項
秋田県知事 寺田典城
- (一) 購入物品の名称及び数量

陽電子放射断層撮影装置(PET) 一式

- (二) 購入物品の仕様等
- 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十八年一月三十一日(火)
- (四) 納入場所
秋田県立脳血管研究センター

二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
1) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
2) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
3) 当該資格に係る申請

(一) 2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を次の場所へ平成十七年九月十二日(月)までに提出すること。

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三九)

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 〇八七四 秋田市千秋久保田町六番十号
- (二) 秋田県立脳血管研究センター事務部総務管理班(電話番号〇一八 八三三〇 一一五)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成十七年八月十九日(金)から同年九月十二日(月)までの午前九時から午後五時までの間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年九月三十日(金)午後一時三十分
秋田県立脳血管研究センター二階第一会議室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効
秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要
提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他
詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Positron Emission Tomography 1set
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 30 September, 2005
- 3 Contact point for the notice : General Affairs Division, Research Institute for Brain and Blood Vessels-Akita, 6-10 Senshu-kubota-nachi, Akita City, Akita Prefecture 010-0874, Japan TEL 018-833-0115

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、山本郡山本町下岩川土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任の届出があった)で、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年八月十九日

一 退任理事の住所及び氏名

- 山本郡山本町下岩川字小町川向二十九番地三
- 近藤 範夫
- 字中野八十九番地
- 板倉 英司

秋田県知事 寺田 典城

山本郡山本町下岩川字外ノ沢八十番地三
佐藤 勝雄

字十二林十八番地
高森 清

字長面百七番地
近藤 薫

字長面谷地九十二番地
近藤 勝久

字不動田五十六番地
石井 金雄

字不動田五十六番地
池内 日出男

字達子二百十六番地二
小沢 兼廣

字達子二百十六番地二
近藤 勝也

字達子野八十九番地
北林 正幸

字増沢十五番地
北林 光男

就任理事の住所及び氏名

山本郡山本町下岩川字外ノ沢八十番地三
佐藤 勝雄

字中野八十九番地
板倉 英司

字小町川向二十九番地三
近藤 範夫

字十二林十八番地
近藤 勝久

字長面百七番地
近藤 勝也

字不動田十番地
石井 幸一

字達子野八十九番地
近藤 勝也

字増沢十五番地
北林 光男

就任理事の住所及び氏名

山本郡山本町下岩川字宮ノ目五十四番地
板倉 礼一

字谷地ノ沢山根十三番地
池内 日出男

字達子百五十番地
三浦 一則

字達子二百二十一番地五
早川 忠雄

字不動田十番地
石井 幸一

字不動田十番地
板倉 勇雄

字達子二百二十一番地五
北林 正幸

字達子野八十九番地
北林 正幸

字増沢十五番地
近藤 勝也

字不動田十番地
石井 幸一

字達子野八十九番地
近藤 勝也

字増沢十五番地
北林 正幸

字不動田十番地
石井 幸一

字達子野八十九番地
近藤 勝也

字増沢十五番地
北林 正幸

四 就任理事の住所及び氏名
山本郡山本町下岩川字宮ノ目五十四番地
板倉 礼一
字谷地ノ沢山根十三番地
池内 日出男
字達子百五十番地
三浦 一則

県営土地改良事業(船越根木地区ほ場整備事業(担い手育成型・高度利用型))につき、その工事を平成十七年三月二十八日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年八月十九日

秋田県知事 寺田 典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳥海町上川内堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年八月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

由利本荘市鳥海町上川内字葛ヶ台八十八番地	村上勘一
字平根百三番地	村上貞治郎
字田代百四十六番地	佐藤達夫
字田代百四十六番地	高橋幸助
字田代九十三番地の一	高橋東悦
字田代二百三十一番地	高橋春男
字堰ノ上五番地の一	佐藤和行
伏見字久保百番地の三	

二 就任理事の住所及び氏名

由利本荘市鳥海町上川内字田代二百三十一番地	高橋東悦
字田代七十一番地	佐藤貞一
字平根四十六番地の一	村上芳美
字田代九十三番地の一	高橋幸助
字堰ノ上五番地の一	佐藤春男
字河台三十一番地	村上嘉和
伏見字久保百番地の三	佐藤和行

三 退任監事の住所及び氏名

由利本荘市鳥海町上川内字下田表三十二番地の三 松田幸長

字外山十六番地 豊島義隆

字山崎十七番地の二 小幡賢朗

四 就任監事の住所及び氏名

由利本荘市鳥海町上川内字平根九十五番地の五 村上隆三

字山崎十七番地の二 小幡賢朗

字外山十六番地 豊島義隆

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年八月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

患者監視装置 三器

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年十月二十一日(金)

(四) 納入場所

秋田県消防学校

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十七年八月十九日(金)から同月二十九日(月)

規定する県の休日を除き、平成十七年八月十九日(金)から同月二十九日(月)

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年九月二日(金)午前十一時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と
 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
 により決定する。
- (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書
 に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所 印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(0862)876682 FAX(0863)000055
 E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社